

青森県知事
三村 申吾 殿

青森県復興プラン策定に係る要望書

平成23年4月27日

青森県議会公明・健政会

青森県復興プラン策定に係る要望書

マグニチュード9.0の大地震、最大38メートルとも予想される大津波、国内最悪の原子力発電所事故の三重苦に見舞われた東日本大震災発生から一ヶ月半が経過した現在、被災地では10万人余の方々が避難所での困難な生活を余儀なくされ、懸命の復旧作業にもかかわらず、いまなお生活再建への見通しが立たない状況に政府への不信と苛立ちの声が高まっております。

災害対応においては救援から復旧、そして復興へのそれぞれのプロセスにおいて迅速な対応と明確な意思表示が不可欠であり、それに反する政府の緩慢な対応により事態が深刻化したと言っても過言ではないと思います。

東日本大震災で明らかとなった課題を検証し、安全・安心の青森県づくりにむけ県民一丸となった防災対策強化が求められています。

震災直後から寄せられた数多くの声をふまえ、先に東北各県が合同で政府に提出した「東日本大震災に係る要望」を基本に、取り組むべき対策項目を以下の通りとりまとめました。県での対応方針決定にあたり、また国への要請活動にあたっての参考にしていただければ幸甚に存じます。

I 早急な対策を要するもの

2. 被災者の生活再建に向けた総合的支援

(1) 住居確保のための支援

被災者の住居確保にあたっては、災害救助法に基づく応急仮設住宅として公営住宅等の提供とともに、民間賃貸住宅等の借り上げを進め、一年間をめどに無償での入居が可能となるよう財政支援をおこなうこと。

(6) 金融機関における弾力的対応

仕事の滅失や解雇など収入源を失う等経済基盤の激変を緩和するため、返済猶予を含む貸付条件の変更など、個人既往ローンの金融機関における弾力的対応を講ずること。

(7) 法的トラブル相談体制の構築

被災地を中心に法的トラブルの発生が見込まれることから、相談対応にあたる弁護士を確保するなど、迅速なトラブル解決にむけたきめ細やかな相談体制の構築を図ること。

(8) 各種支援情報のきめ細やかな周知・広報

被災者の生活再建にむけた各種支援対策に関する情報提供にあたっては、きめ細やかな周知・広報に努めること。

4. 行政機能支援

(2) 「被災者支援システム」の活用

地方自治情報センターが提供している「被災者支援システム」のクラウド化等の活用により、被災者台帳の作成や支援情報の広範な発信をすること。

(3) 「全国避難者情報システム」の活用

全国に避難している被災者の情報を一元的に把握する「全国避難者情報システム」は、避難者が避難先の市町村に、元の住所や現在の住所を届け出ること、住民票のある自治体から、見舞金の給付、税や保険料の減免措置、仮設住宅の提供など必要な情報が届くようになるものであり、早期に活用すべきである。

II 原子力災害への対策

3. 特別法の制定等による安全確保

(8) 避難退避路の整備・確保

原子力施設での災害発生時の周辺住民の避難退避を安全におこなうための退避路確保にむけた道路整備を国の責任においておこなうこと。

4. 今後の原子力政策について

(1) 安全総点検の実施

国の責任において国内すべての原子力関連施設の安全総点検を早急を実施すること。

(2) 事故の検証と検証結果の公表

東京電力福島第一原子力発電所における事故について、国による検証をおこない、その検証結果を明らかにすべき。

(3) 安全基準の見直し

国の検証結果に基づく原子力施設の安全基準の見直しをおこなうこと。国により示される、新たな安全基準に基づく設計変更が国により許可されるまで、新たな建設着工はおこなわないこと。また既存の施設についても新たな安全基準に合致するよう改修すべきこと。

(4) 今後の原子力政策について

国のエネルギー政策については、改めて国による検討をおこなうこと。その検討結果をふまえ、今後の原子力政策について、国の責任により国民に公表すべきこと。

Ⅲ 復旧対策

3. 商工業、観光関連産業等の中小企業の経営支援

(2) 金融支援

新たな借り入れによる二重債務が経営悪化を誘因することがないように、据え置き期間の延伸や償還金利の引き下げ等、経営維持にむけた金融支援の強化を図ること。

(4) 東北方面の高速道路の一時無料化

復旧・復興活動ならびに観光産業等の被災地域支援に資するため、被災地域を含む東北方面の高速道路（自動車専用道路を含む）について、一年間をめどに無料化すること。

4. 緊急雇用対策

(4) 復旧・復興事業に要する求人情報の提供

資材の供給が滞るなど各産業に亘る影響により、被災地域以外における雇用悪化が懸念されていることから、被災地域でのライフラインの復旧作業等、復旧・復興事業に係る求人情報を被災地域以外へもハローワーク等を通じ提供すること。

6. 防災対策の強化

(5) 県・市町村における地域防災計画の見直し

大地震、津波、原子力発電所事故の三重苦の極めて深刻な被害をもたらした東日本大震災を検証し、その検証結果をハザードマップや地域防災計画に反映させること。また防災マップを配布することにより地域住民の防災意識啓発を図ること。

(6) ハザードマップの見直しと居住制限区域の設定

今回発生した大震災を基準に各種ハザードマップを見直すとともに、危険地帯を居住制限区域に指定し、住居建築や居住を制限すること。

(7) 都市計画の見直し

また開発規制による都市計画から安全確保を基準とする都市計画へと見直すこと。

(8) 災害対応型サービスステーションの整備

太陽光などによる自家発電システム、貯水タンク(3,000リットル)を備え、地震などの災害時に緊急車両への燃料や地域住民への飲料水を供給するサービスステーションの整備を図り、その設置情報を地域防災計画に反映させること。

(9) バックアップ電源の確保、整備拡充

災害時の大規模停電に対応するため避難所となりえる市民センター、公民館、学校等の公共施設のほか、病院や医療機関へのバックアップ電源確保や整備充実を図るとともに、その情報を防災計画に反映させること。

(10) 重機・オペレーターの確保

災害発生時に復旧作業に必要とされる重機やオペレーターの確保は極めて重要であることから、保有状況を経営事項審査において適正に評価するとともに、建設土木業の健全な経営に資するよう公共事業費の確保に努めること。

(11) 防災協定の見直し

今回の東日本大震災対応にあたっては、県との防災協定を締結していない民間企業に対し食料品供給を要請する事態にいたったことをふまえ、改めて防災協定の内容の精査をおこない、その充実を図ることにより防災力強化に努めるべきこと。

(12) 「地域見守りネットワーク」構築など情報伝達手段の見直し

高齢者世帯や高齢者独居世帯等の急増をふまえ、「地域見守りネットワーク」構築により、高齢者や障がい者などの災害弱者への情報伝達手段の確保に努めること。また正確な情報伝達が図られるよう、各種情報伝達手段の充実に努めること。とくに地域防災無線の施設設置状況を総点検し、情報伝達効果が得られるよう改善に努めること。

7. 電力供給の安定化

(2) 電力不足に対する緊急的かつ抜本的な電源対策

風力、太陽光、地熱、小水力、潮流などの新・再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、既存のダム建設計画と一体となった水力発電所の整備促進を図ること。これらの電源分散化を効果的なものとするため、電源受給計画の見直しをおこなうこと。

平成23年4月27日

青森県議会公明・健政会

代 表 伊 吹 信 一